

張子禮說考

山根三芳

目次

はじめに	はじめに
一 禮經に對する態度	一 禮經に對する態度
二 宗法について	二 宗法について
三 裹服について	三 裹服について
四 哀禮・雜說	四 哀禮・雜說
五 賄祭說	五 賄祭說
六 祭禮說	六 祭禮說
七 語	七 語

はじめに

私は、嘗つて「張橫渠の禮思想研究⁽¹⁾」と題して、現存する張子の著作中から、禮關係資料を中心的に、禮思想の原理的・理念的な側面の概觀を試みたのである。その後、菰口治氏が「關學の特徵(II)」「禮」を中心にして⁽²⁾と題して、別の觀點から、禮尊重の思想が生み出されるに至った歴史的社會的背景とか、具體的な「禮」のあり方を、宗法中心の儀禮と、井田制とに關し、更に、弟子・呂大臨の禮思想との關係について論及され、拙考の客觀的正當性を實證されたのである。ところで、この菰口氏の研究も、張子の具體的禮思想全體からすると、論

考の目的のための當然の結果としてなお部分的・斷片的たるをまぬかれないものである。そこで、更に可能な限り張子の禮思想に關するところの具體的な問題・就中諸禮制や諸儀節などについての客觀的考察を行なうことにより、從來等閑視されて來た宋代禮思想史研究の一助となるのが、本稿の究極的な目的である。ところで、本研究は、宋代の禮思想が、その思想史上に示る特色と意義とを究明することにある。そこで、まず張子の禮思想の本質をきわめ、更には北宋諸儒の禮學説が、南宋の朱子に至つて集大成され「儀禮經傳通解」へと結實して行く、その變遷過程の全貌をきわめんとするものである。この研究の成就には、宋代諸思想家の禮説を客觀的具體的に把握し、その上で諸禮説相互間の比較研究を通じて、種々の禮説の特色を明察する必要がある。そのためには、漢代禮學者は勿論のこと特に清朝禮學者の諸説を比較考察する必要がある。これ等の諸問題を解決することが、本研究の目的である。本稿は、これ等の諸問題について蒐輯した資料を通じての研究成果を發表すべきであったが、時間の制約上、すべて省略させていただいた。ここでは張子の禮説の顯著なものについて、二三考査したが、これですべてではないのである。殘された諸問題は、今後の研究を俟つことにする。

ところで、張子の禮關連文獻は、今日では皆無であつてその専著を見ることはできない。宋史藝文志・經禮類には「三家冠婚喪祭禮五卷

司馬光・程頤・張載定」が、登載されているに過ぎない。また、陳振孫

・直齋書錄解題及び馬端臨・文獻通考・經籍考とには、「橫渠張氏祭禮一卷」が記載されているが、晁公武・郡齋讀書志には見えない。しかし、朱子編・近思錄に「禮樂說」及び「橫渠禮記說」などの文獻が記載されていることからしても、禮關係の著作・文獻が、張子にもあつたことが明察されるのであるが、現存する禮關係資料は、彼の主著である正蒙と經學理窟、及び語錄などに散見するものである。正蒙各篇には、周禮・儀禮・禮記などとの關連をもつ文章が多く、その注釋や解説などが多く見られ、とくに關連の多い篇としては、樂器篇、王禘篇などである。これ等の關係についての詳細な實證的研究は、すでに菰口氏によつてなされている。⁽⁴⁾ 本稿では、これ等の資料を中心にして紙數の許す限り論考を進めたい。

一 禮經に對する態度

周禮是的當之書、然其間必有未世添入者、如明詛之屬、必非周公之意、蓋盟詛起於王法不行、人無所取直、故要之於神、中略盟詛決非周公之意、亦不可^ミ以此病周公之法、又不可^ミ以此病周禮（經學理窟・周禮）

周禮は確實な經書であるが、その記載中には若干後世後儒の添入する不合理なものがあるとして、この盟詛に關する説を擧げ、周公の意によるものでないとして、禮を周公の作とすることに疑問を提示する。周禮言^ニ樂六變而致物各異、此恐非周公制作本意、事亦不^レ能^ニ如^レ是確然、處^ニ謂^ニ天神降、地祇出、人鬼可^ニ得而禮、則庸有^ニ此理（同

前・禮樂

周禮・大司樂の記事に對しても、盟詛と同樣疑義を提示する。經書に關する客觀的な批判的態度は、當時的一般的傾向とはいえ、周禮に對する張子の鋭い着眼と批判的精神の旺盛さを指摘したい。この間の詳細な論證が、すでに宇野精一氏⁽⁵⁾によつてなされているので、詳細な論考は省略する。

禮記則是諸儒雜記、至^ニ如^ニ禮文、不^レ可^ニ不^レ信、己^ニ之^ニ言^ニ禮、未^ニ必勝^レ如^ニ諸儒、如有^ニ前後所^ニ出不^レ同、且闕^レ之、記有^ニ疑議、亦且闕^レ之、就有道^ニ而正焉（同前・義理）

張子曰、看^ニ得儀禮、則曉^ニ得周禮與^ニ禮記（盛世佐「儀禮集編」卷首・論儀禮與周禮記不同引）

禮記は諸儒の雜記であるが、その禮文は信すべきものといひながら、張子は、三禮中儀禮を重要視していたことがわかる。儀禮を尊重した理由は、儒教理念の再認識による國家權力支配體制の確立強化の實現を圖るために、基盤としての村落共同體内の習俗・禮節を理想的に改善することにあつたのである。そのためには、禮經たる儀禮を重視し、禮經を理念的合理的に解釋するとともに、現行する種々の禮俗・習慣などを禮經との對比・整理を通じて、現實に、家、地域社會、國家において實踐可能なる具體的諸儀節の具體化が、緊急事として要請されたからである。この時代的要請は、北宋の讀書人には、當然の義務として自覺されたのである。「禮は聖人の成法なり、禮を除けば天下全く道なし」（經學理窟・禮樂）と、「禮は天地の德なり」（正蒙・誠明）といい、學者に觀體の必要性を説き、それによつて民生・人心の安定を強調するのである。その觀禮の態度はきわめて厳しく、疑議ある點は有道について正し、不明・不合理な點は闕いたのである。こ

の觀禮の態度は、弟子の呂大臨を通じ、二程子・朱子へと繼續されるのである。

今禮文殘缺、順下是先求得禮之意、然後觀禮、合此理者、即是聖人之制、不_レ合者、即是諸儒添入、可以去取、今學者所以宜先觀禮者、類聚一處、他日得理、以_レ意參校（全書・語錄抄）禮文中の合理的なものは、聖人の製作にかかり、不合理なものはすべて諸儒の添入したものとするのである。

夫祭者必是正統相承、然後祭禮正、有所統屬、今既宗法不_レ正、則無_レ緣祭祀正、故且須_レ參酌祀古今、順_レ人情而爲之（經學理窟・祭禮）

禮の本義を味得した上で、人情に順應して固定的觀念を捨象して、現實に即應した諸儀節を展開していくのである。「體は但其の不可なる者のみ去る。其他は力めて能く爲す者を取る」（全書・卷十四・性理拾遺）という所以である。この場合、古禮の本義をふまえながら、古禮を尊重しつつ流動的な態度で當世に實踐すべき諸儀節を規定するのである。張子が古禮を愛したことは、司馬光の「論證書」にも顯著に表現されている。すなわち、横渠の沒後、門人達が先生を「明誠夫子」と謚しようとして、程明道先生にこれを質したところが、先生之を疑い、更に、司馬溫公に問うたのに對して、溫公は不可と答えた。その理由は、張子は、古禮を愛し、古禮に合わない謚は、子厚の意志にあわないというのである。すなわち、

子厚平生_レ心、欲下率_ニ今世之人、復_ニ三代之禮_レ者也、漢魏以下蓋不足_レ法、郊特牲曰、古者生無_レ爵、死無_レ謚、爵謂_ニ大夫以上_ニ也、檀弓記_ニ禮所_ニ由失、以爲士之有_レ謚、自_ニ縣貢父始、子厚官比_ニ諸侯之大夫、則已貴、宜_ニ有_レ謚矣、然曾子問曰、賤不_レ謚_レ貴、幼不_レ謚

長禮也、惟天子稱_ニ天以_レ謚之、諸侯相謚非_レ禮也、諸侯相謚、猶爲_ニ非禮、況弟子而謚_ニ其師乎、中略君子愛_ニ人以_レ禮、今關中諸君欲_ニ謚_ニ子厚、而不_レ合_ニ于古禮、非_ニ子厚之志、……（全書・附錄）

と。朱子が「二程と橫渠とは、多く古禮により、溫公は大概儀禮に本づく」（語類・卷八十四・義剛）という所以である。

次に儀禮十七篇中の特牲饋食禮—士が豕の一牲を用いて祖と禰（父）とを廟に祭る吉禮—少牢饋食禮—諸侯の卿大夫が少牢（羊・豕の二牲）を用いて祭る禮—について

特牲・少牢饋食、一出_ニ孺悲之學、不_レ勝_ニ欽_ニ歎父母（經學理窟・喪紀）

といい、特牲・少牢饋食の二禮が、魯の哀公の臣・孺悲の學から出たというのである。ところで、禮記や論語に見える喪禮記事は、儀禮・士喪禮に關するものであって、その士喪禮は、孺悲の學から出たものである。張子は、この二禮が、士喪禮と內容的にも儀節的にも一連の關係をもつ儀禮であるところから推して、この二禮も孺悲の學から出たものだと斷定したのである。ところで、その祭禮の目的は、亡き父母に事えて欽歎の念にたえられないから、かく祭るのであるという。

二 宗法について

宗法に關する諸説は、經學理窟・宗法篇に集約的に述べられてゐる。張子の宗法のもつ意義・目的及び特殊的性格などについての詳細な論考がすでに菰口治氏によつてなされている。ところで、宋代の國家權力支配體制は、それを根底的に支える經濟的側面から見ると、邊境地の防備力の強化、江南農業の發展と未開地の開發・耕地擴大と、更に、政治的側面から見ると、この經濟を運用する士大夫官僚群の強

化とを二軸として維持されたのであつた。換言すれば、支配權力者自體（＝大土地所有による士大夫）の成立地盤である村落共同體における農民の再生産こそ、宋代國家・社會を支える活動力となつたのである。

一般に農民は、同族共有地の同族相互扶助による生産收益によつて、經濟的側面を維持し、祖先を祭り、同族を扶養することとなつて、その結果、社會の秩序が確立することになる。かくて、家族の結合から社會の結合へ、更に國家權力の強化となり、宋代の國家目的にかなうことになる。そこで、村落共同體における社會結合の原理を同族支配體系の理念の中に求めて、父系血族集團の再編成が自覺されたのである。この目的を完全に満足させ得る基本的理念は、儒教イデーによる封建的同族支配體制を維持するために禮教制度の確立強化を必要とした。そのためにも宗法の理念が、再認識される必要があつたのである。張子も「闕中」という特殊的地理的背景の上に、その宗法の確立の必要性を時代的要請の中で自覺したのである。この宗法の理念は、封建支配イデオロギーとして定着されるのである。

夫所謂宗者以「己」之旁親・兄弟來宗^レ、所以得「宗」之名、是人來宗^レ、己、非「己」宗^レ於人^レ也、所以繼^レ禡則謂之「繼禡之宗」、繼^レ祖則謂之「繼祖之宗」、曾高亦然（經學理窟・宗法）

言「宗子」者、謂之「宗主祭祀」（同前）

宗とは、本來廟を意味したもので、轉じて祖廟の祭祀を主宰する本家と、その統括のもとで祖廟に集まる同祖者（分家）の集團を意味するのである。これを基軸とする宗族社會は、同一の始祖から傳達される財產を、その成員で共有するところの經濟的存在であるが、他面同時に同一祖先に對する祭祀を實踐する成員として、人格を一體化させる倫理的存在である。この宗族（宗法）社會は、かかる機能を正當化し、

客觀的な社會法秩序を附與するために、倫理的權威—禮教—を本質として内具することになる。故に宗族社會は、禮教社會と同等となるのである。ところで、張子が、かかる性格をもつ宗法を強調する要因・目的は何處にあつたのであらうか。

管^レ攝天下人心、收^レ宗族^レ厚^レ風俗^レ、使^レ人不^レ忘^レ本^レ、須^レ是明^レ譜係（一本作系）世族與^レ立^レ宗子^レ法^レ、宗法不^レ立^レ、則人不^レ知^レ統系來處^レ、古人亦鮮^レ有^レ不知^レ來處者^レ、宗子法廢^レ、後世尚^レ譜牒^レ、猶有^レ遺風^レ、譜牒又廢^レ、人家不^レ知^レ來處^レ、無^レ百年之家^レ、骨肉無^レ統^レ、雖^レ至親^レ恩亦薄^レ（同前）

天下人民の民意を安定させ、宗族を統一管理することで、鄉黨の風俗を厚くして、「敦本善俗」の理想が可能となり、人間の本來心を維持實踐させるためには、代々の官吏の家柄を明確にし、宗子の法を立てる必要があるとする。宗法を確立することで、家柄・血統や祖先を尊重する慣習が溫存させられ、人間本來の性情にもとづく肉親の恩・愛の人倫關係が確立し、家の秩序が保存され、そのことによつて社會の秩序を保持することができると考えた。更に、

宗子之法不^レ立^レ、則朝廷大^レ有所^レ益^レ、或問^レ、朝廷何^レ益^レ、公卿各保^レ其家^レ、忠義豈有^レ不^レ立^レ、忠義既立^レ、朝廷之本豈有^レ不^レ固^レ、今驟得^レ富貴^レ者^レ止能爲^レ三四十年之計^レ、造^レ宅一區^レ、及^レ其所^レ有^レ、既死則衆子分裂^レ、未^レ幾蕩盡^レ、則家遂不^レ存^レ、如^レ此則家且不^レ能^レ保^レ、又安能保^レ國家^レ（同前）

當時の政界の狀況と張子の環境とをふまえて、宗法存亡の利害を力説する。ここでは、朝廷の利益のため、すなわち國家權力の維持・強

化に奉仕する官僚群のあるべき姿のために、宗法の確立を強調する。

跡することにする。

三 裹服について

官僚に忠義心を持たすためには、家柄の傳統を尊重し、宗法による家の保持を説き、そこに禮教の基礎をおくべきであるとする。そこには、儒教的政治理念——修身・齊家・治國・平天下——が一貫されている。國家支配體制の強化のため、宗法を立て、君臣關係を從つて國家をも、宗族による一大家族主義の類型化でとらえようと考えるのである。その宗法意識の確立を助長するため、ひいては國家目的に有益と考えられる高級官僚を特に保護するために、經濟的配慮まで積極的に考えるに至つたのである。被支配者である農民に對しては、井田制の實施を、その宗法制確立の裏附けとして強調するのである。⁽¹²⁾ かくて張子は、かかる意義・目的を有つ宗法の在り方を天理と規定して、「天子が國を建て、諸侯が宗を建てるは天理である」(經學理窟・宗法)といふのである。

ところで、張子の思想は、氣一元論的な世界理解より始まり、氣を萬物の始源と見て、氣を基盤とする哲學は、恐らくは、當時の國家政治體制である君主專制と無縁ではないであろう。この國家權力を集約的に象徴するものとして一氣(=太虛・太極・天道・神化)の觀念が考えられた。ところで、この權力を具體的に現實社會の場に顯現し得る最高最善の方法は、宗法制度の確立を根底とする禮教理念による禮制的支配である。この人間社會支配の政治理觀を世界的宇宙全體へ投影擴大した必然の所産が、彼の氣の哲學である。この氣の連續體的な一體觀が、萬物一體の「仁」という儒教的的理念・社會觀・人間觀として定着するのである。これ等の思想を理念的に集約提示したものが彼の「西銘」の思想の本質である。以上のよきな目的をもつ宗法理念の具體的實現のための祭禮や喪祭についての張子の思索を、次項で具體的に追

宗法理念の再認識によって、理想社會實現のために、禮制度・風俗・習慣などの根本的改良が必要となつた。就中祭禮・葬禮の制度の研究及び確立を期さなければならなかつたのである。喪禮に對する張子の基本的な姿勢は、人情に循い、義理に適した喪服を實施すべきであるとして、現行習俗としては是正すべき儀節内容を禮經に對する經解釋の立場を通じて、適切に處理しようとしたのである。

近世喪祭無_レ法、喪惟致_レ薩三年、自_レ期以下、未_レ始有_レ喪麻之變、祭先之禮、一用_レ流俗、節序喪變不_レ嚴。先生繼遭_レ期功之喪、始治_レ喪服、輕重如_レ禮、家祭始行_レ四時之薦、曲盡_レ誠潔、聞者始或疑笑、終乃信而從_レ之、一變從_レ古者甚衆、皆先生倡_レ之(呂大臨・橫渠行狀)當行の喪祭は、佛教や道教などの影響もあって、傳統的な喪服制度は空文化されて、ひたすら流俗に墮してしまひ、嚴肅な儀節や敬虔な心情は全く缺如していたのである。そこで、儒教的禮教による喪服の基準を定め、それによる喪祭の實踐を、率先實行したのである。ところで、いきおい古禮に循つて喪禮を實踐することは、人の非笑を恐れて羞恥のあることだと自白している。喪禮の實踐されない天下の大患は、人の非笑を氣にして、義理のままに實行すべきことを怠つているからだとして、民衆が古禮に熟する必要(觀禮の必要性)があると説いている。以下喪服に關する張子の諸説を考察しよう。

(1) 斷喪三年

禮稱母爲長子斬三年，此理未_レ安。父存子爲母期，母如何却服斬，此爲父只一子，死則世絕莫大之感，故服_レ斬，不_レ如此，豈可_レ

服斬(同前・喪紀)

喪禮として、母は長子のために斬衰三年の喪に服するとするのは、道理上妥當性を缺くものだとする。その理由は、父の生存中は、長子は母のために斬衰杖期(降服)であるのに、母が子のために斬衰に服する道理はなく、母は長子のために斬衰三年(正服)の喪に服すべきだというのである。しかし、父の場合、自分の一子が死亡すれば、世系が断絶するという莫大な哀感事となる故、長子のために斬衰三年(正服)であるが、この父親と長子との關係以外には、斬に服することはないという。

庶子不_レ爲_ニ長子_ニ斬、不_レ繼_ニ祖與_ニ爾故也(正蒙・王禘)

禮記・喪服小記の文をそのまま援引して、庶子は長子のために三年の喪に服することのできない理由を述べる。ところで、儀禮・喪服篇の斬衰三年の項に「父爲_ニ長子_ニ」とあり、天子より士に至るまで、父は長子のために斬に服するとする。その傳に「傳曰、何以三年也、正_ニ體於上、又乃將_レ所傳重_ニ也、庶子不_レ得_ニ爲_ニ長子_ニ三年_ニ、不_レ繼_ニ祖也」と、家系の正統を重んずる(宗法制度)ためであるとする。

古者爲_ニ舅姑_ニ齊衰期、正服也、今斬衰三年、從_レ夫也(經學理窟・喪紀)

古禮では、婦は舅姑のためには斬衰不杖期の喪に服するのであって、それは正服なのであったが、今日では斬衰三年の喪に服するのには、夫が斬衰三年に服するのに従つて服(從服)したのだとする。

公之士、及大夫之衆臣、爲_ニ衆臣_ニ、公之卿大夫、卿大夫之室老、及家臣之士、爲_ニ貴臣_ニ、上言_ニ公士_ニ、所_ニ以別_ニ士於公_ニ者也、下言_ニ室老_ニ、士_ニ所_ニ以別_ニ士於家_ニ者也、衆臣不_ニ以_ニ杖即_ニ位、疑義與_ニ庶子_ニ同

(正蒙・王禘)

喪服篇の斬衰三年の項に「公・士・大夫之衆臣、爲_ニ其君_ニ布帶繩屨」とある傳文に「傳曰、公・卿・大夫室老・士貴臣、其餘皆衆臣也、君謂_ニ有_ニ地者_ニ也、衆臣杖不_ニ以_ニ即_ニ位、近臣君服斯服矣」とある

を解したものである。公・士(卿)・大夫の衆臣は、その君(すなわち公、卿、大夫)のために斬衰に服するのである。衆臣とは、公の士と大夫の衆臣_ニといい、貴臣とは、公の卿大夫、卿大夫の室老(家相)と家臣の士(屋宰)とである。ところで、衆臣が、君の喪に服する場合に、杖について朝・夕の哭位に即くことをしないのは、父母の喪に服する場合、適子は杖について進んで哭位に即くのに、庶子は、杖について中門外に至ると杖をさつて哭位に即くのであるが、その場合の庶子と同義であるからだろうと推量している。

宗子母在、不_レ爲_ニ宗子_ニ之妻服_ニ、非也、宗子_ニ之妻與_ニ宗子_ニ共事_ニ宗廟之祭_ニ者、豈可_ニ夫婦異_ニ服_ニ、故宗子雖_ニ母在、亦當爲_ニ宗子_ニ之妻_ニ服_ニ也、東酌_ニ犧象_ニ、西酌_ニ罍尊_ニ、須_ニ夫婦共_ニ事_ニ、豈可_ニ母子共_ニ事_ニ也(經學理窟・宗法)

宗子の母が、生存中であれば、宗子は妻のために喪に服しないとするのは、誤りとして斥ける。その理由について、宗子の妻は、夫とともに宗廟の禮を事どるものであるから、夫婦の間で服・不服の差異があろうはずないとする。宗子は、母の存・否にかかわらず妻のためには斬衰杖期(正服)の喪に服すべきであるとする。

(四) 斬衰杖期

父在母服_ニ三年之喪_ニ、則家有_ニ二尊_ニ、有_ニ所嫌也、處_ニ今之宜_ニ、但可_ニ服_ニ斬衰一年_ニ、外可_ニ以_ニ墨衰_ニ從_ニ事_ニ、可_ニ以合_ニ古之禮_ニ全_ニ今之制_ニ(同前・喪紀)

父が死亡している場合、母のために斬衰三年の喪に服すべきであ

るが、父が生存中、母のために（齊衰）三年の喪に服することは、家に一尊を存立することになるから、その三年服で服することはできないとする。現今實施されている適宜の喪制に循って、齊衰杖期（降服）に服し、心の内では三年の喪（心喪）に服すべきであるという。だから、喪の意を表わすために、外側に喪服（衰）の上に墨色の衰（長さ六寸廣さ四寸のものを胸前につけた悲哀の表示するもの）を着けて仕事に従事すべきであり、これで、古禮に合致し、その上、現行の禮制をも全うすることができる」と説くのである。

(八) 齊衰不杖期

爲三入後者、爲其父母、不論其族遠近、並以一期服服之、據今之律、五服之内方許爲後、以禮文言、又無此文、若五服之内無人、使後絕可乎、必須下三疎屬爲之後也。（同前）

人の後となつた者——入つて太宗を繼ぐ者——は、その父母のためには、親族の間柄の遠近にかかわらず、齊衰不杖期（降服）の喪に服するのである。^{〔脚註〕}ところで、現行の禮法によると、五服の親族關係内で後嗣となる者の選擇が許可されるのであるが、禮文内にはこの規定は見えないとする。若し、五服内に後となる人がいない場合にでも、後を絶やすわけにはいかないので、五服外の疎屬者からでも後を立てるべきであるとして、家の存續のための立後と、その場合の親子間の喪服について述べている。

子不私其父、則不咸爲子、古之人曲盡人情如比、若同宮有伯父・叔父、則爲子者何以獨厚於其父、爲父者又烏得而當之（全書・近思錄拾遺・胡氏「儀禮正義」卷二十一引）
この一文は、胡培翬が、喪服篇の齊衰不杖期の傳文「世父母・叔父母」の條^{〔脚註〕}に引用している。張子は、その傳文に「子は其の父を私し

なければ子ではないとする」のを、古人の親子間の人情のこまやかな實體を表現したものであるとする。若し、同宮に伯父・叔父が同居しているのであれば、子はその父だけに厚くすることはできないし、逆に父も子だけに當たるわけにもいかないのである。だから、昆弟は一體で父と世・叔父とは、義においては分はないのであるが、天理人情に本づいて、父のためには斬衰三年の喪に服するのとは異なって、世・叔父のためには齊衰不杖期の喪に服することになるのだという。

(九) 小功五月

同母異父之兄弟、小功服之可也、或云、未之前聞、當古之時、又豈有此事（經學窟・喪紀）

同母異父の兄弟（姉妹）に對しても、小功五月（正服）の喪に服してよろしいとする。禮記に「公叔木（一本作失）有同母異父之昆弟死、問於子游、子游曰、其大功乎、狄儀有同母異父之昆弟死、問於子夏、子夏曰、我未之前聞也、魯人則爲之齊衰、狄儀行齊衰、今之齊衰、狄儀之間也」（檀弓上）と、子夏が、我未だ之を前聞せざるといつて、於子游、子游曰、其大功乎、狄儀有同母異父之昆弟死、問於子夏、子夏曰、我未之前聞也、魯人則爲之齊衰、狄儀行齊衰、今之齊衰、狄儀之間也」と、子夏が、我未だ之を前聞せざるといつて、出妻不當使子喪之、禮子於母則不忘喪、若父不使子喪之、爲子固不可違父、當默持心喪、亦禮也、子思以、我未至、於聖、孔子聖人處禮、我循禮而已（同前）

張子は禮記・檀弓上の「子士之母死而不喪云々」即ち孔氏で出母のために喪に服しない起源は、子思にあると述べた文を解して、出妻不當使子喪之、禮子於母則不忘喪、若父不使子喪之、爲子固不可違父、當默持心喪、亦禮也、子思以、我未至、於聖、孔子聖人處禮、我循禮而已（同前）

り、七出を犯かした出妻の子が、出されて再嫁しない母のために齊衰杖期(降服)の喪に服し、若し父が生存中であれば、心喪に服するのが通禮である。張子は、出母が死んだ場合には、實子に喪に服させないのが、正禮であるという。しかし、子が生母に對して喪に服することを忘れ得ないのは人情である。若し父が、生母のために子が喪に服することを許さない場合には、子として父の命に背反することはできないから、祕かに心喪に服すべきであつて、これも亦人の子としての生母に對する當然の儀禮であるといふ。ところで、孔子は聖人で禮の權道に處する(出母のために服する)ことができるが、子思自身は未だ聖人の域に達していないから、從來の正禮に循うだけ(出母のために服しないで心喪に服するだけ)のことであると述べたものだと解している。

有_二適母在、其所_レ生母死、禮雖_レ服綱、亦當_ニ心喪、難_ニ以_レ求_ニ仕(同前)喪服篇の總論三月の項に「庶子爲_ニ父後_ニ者爲_ニ其母」_ニとあり、適母が生存中、庶子で父の後となつた者は、その實母が死んだ場合には、總麻三月に服するのが正禮であるが、今、生母のために、人の子として仕えることができず、不安なので三年の心喪に服すべきであるといふのである。

聖人不_レ制_ニ師之服、師無_ニ定體、如何是師、見_ニ彼之善_ニ而已_ニ效_ニ之、便是師也、故有_ニ得_ニ其一言一義_ニ如_ニ朋友_ニ者_ニ、有_ニ相親_ニ而如_ニ兄弟_ニ者_ニ、有_ニ成_ニ就己身_ニ而恩如_ニ天地父母_ニ者_ニ、豈可_ニ一概服_ニ之、故聖人不_レ制_ニ其服、心_ニ喪之_ニ可_ニ也、孔子死、弔服加_レ麻、亦是服也、却不可_ニ謂_ニ無_ニ服也(同前)

師に對する服については、聖人が服を制定していなかつたので一定の服はないが、無服といふのではない。一體師とは何者であろうか。彼の善(言行)を見て「」がこれに效え、ば彼は師となるのである。そ

の關係は、朋友の如きものもあり、兄弟の如きものもあり、更には、天地父母の如きものもあるので、一概に師を規定して、それに對する喪服を制定するわけにはいかないから、心喪に服すべきであるとする。例えは、孔子に對する用服は、麻を加えることになり、顏回・閔損のように斬衰三年の喪に服することも許されるが、それは教導の功が君父と並ぶと考えられるからで、子弟間の情愛の厚薄や、事の大小をもつて、適宜對處すべきで、各人によつて服の内容に差異があるが、要は、その情に稱うことにある。しかも、下は、曲藝などにも師があり、これに對する服は、一概に制定できないとする。

韓退之以_ニ少孤_ニ養_ニ於_ニ嫂、故_ニ爲_ニ嫂服加_レ等、大抵族屬之喪、不可_ニ可_ニ加、若_ニ爲_ニ嫂養、便以_ニ有_ニ恩而加_レ服、則是待_ニ兄之恩_ニ至薄、大抵無_ニ母不_レ養_ニ於_ニ嫂、更何處可_ニ養、若_ニ爲_ニ族屬之親有_ニ恩而加_レ等、則待_ニ己無_ニ恩者、可_ニ不_レ服乎哉、昔有_ニ士人、少養_ニ於_ニ嫂、生事_ニ之如母、死自處以_ニ齊衰、或告_ニ之非_ニ先王之禮、聞而遂除_ニ之、惟持_ニ心喪、遂不_ニ復應_ニ舉、人以_ニ爲_ニ得_ニ體(同前)

昆弟と昆弟の妻との間には、服がないのが正禮である。ところが、韓退之が、少孤のため嫂に養育され生長した故に、嫂に對して一等を加えて服したことについて、張子は、一般には、族屬に對する喪服には加服しないのが原則であるという。嫂に養育された恩に對して加服すると、兄から受けた恩愛に對する服が至つて輕薄となるからである。若し、族屬の施恩者に加服すれば、恩を受けない者には服がないことになる。昔、或る士人が、養育され、母の如くに仕えた嫂に對して齊衰三年に服したが、或る人から、それは先王の禮ではないといわれたので、以後除服して、ただ心喪に服し、舉に應じなかつた。これは、禮の體を得たものである。かくて、長嫂と昆弟との間柄は、無服が原

則で、實母の如き恩を受けた場合でも、心喪に服するに過ぎぬとする。

(八) その他

祖廟未_レ毀、教_レ於公宮、則知_レ諸侯於_レ有_レ服族人_二亦引而親_レ之、如_レ
家人焉（正蒙・王禱）

この一文は、禮記・昏義に「是以古者婦人先_レ嫁三月、祖廟未_レ毀、教_レ于公宮、祖廟既_レ毀、教_レ于宗室、教以_レ婦德・婦言・婦容・婦功_ニ云々」とあるのを引いて、諸侯の場合を説いたのである。士の場合、その祖に服ある婦人は、嫁する三ヶ月前に、女師から公宮にて四行を教えられる。ところで、諸侯には族人のための喪はないが、士の場合から推して服すべき族人（五世内の服屬）には家人の如くにすることができる。すなわち、祖廟あってそれを祖とする者は、皆その主祭者のためには、服するというのである。

以上、張子の喪服説に關する見解を概説した。そこには、彼が當代の亂れた喪服を是正しようとする積極的な意慾が十分にうかがわれる。習俗化、悪化した喪禮を正禮に復元し、改良するためには、どこまでも古禮を禮經中心に考えて、現行通禮との比較的の考察が必要とされた。その場合、彼は、人間關係を義理の立場からのみ規定し考察するだけではなく、更に、人間性の自然の心情に根據を置く、人情を満足させる立場をも併わせ採つて、合理的に解釋・規定しようとしたのである。そこには、人情の機微をわきまえ、時宜に叶つた時中の態度が見られる。

四 喪 禮 雜 說

(1) 喪服の期間について

三年之喪、二十五月而畢、又兩月爲_レ禫、共二十七月、禮鑽_レ變改

火、天道一變、其期已矣、情不可_レ以已、於是再期、再期又不可_レ以已、於是加_ニ之二月、是二十七月也（經學理窟・喪紀）

禮記・三年間の「三年之喪、二十五月而畢」と、間傳の「中_レ月而禫」との文を援引解釋して、斬衰三年間の喪に服するとは、満三年というのではなく、二十五月（満一年と一月）で、忌服を終え、又大祥後一月をへだてて除服の禫祭をなすので、二十七月の間服することになる。その根據について、論語・陽貨篇「宰我問三年之喪」の章の文を援引して、禮俗として實施されている改火の禮でも、燧を鑽_レつて火を改める木は、一年で一巡するもので、それは、天道が丁度一變するのに一年かかるのと同じである。ところで、親に對する思慕の情は、一年で已めることができないので、更に二年とし、それでも人情として已むことができないので、更に二月を増加して二十七月とするのであつて、父母に對する思慕の情として當然であるとして、鄭玄二十七月說_レを是としている。

大功以_レ（一本作_レ）下算_レ閏月、期_レ上以_レ期斷、不_レ算_レ閏月、三年之喪禫・祥、閏月亦算_レ之（同前）

大功九月の喪期以下即ち總喪七月・小功五月・缌麻三月の場合には、閏月をその喪期に算えることができる。しかし、齊衰期以上は一年（十二月）をもって喪を終えるので閏月を數えない。三年の喪の禫祭・（小・大）祥の場合には、閏月を加えるのだという。

(2) 哭について

卒哭者、卒_ニ去非常之時哭、非_レ不_レ哭也、故伯魚期而猶哭也（同前）
卒哭の意味について、卒哭とは、神を安んずる虞祭の後の祭名で、非常・不定の時一定制の朝・夕哭以外に悲哀の情がおこれば隨時哭すことの一の哭を止めて、朝・夕哭のみとするので、一切の哭を終了す

ることの意味ではないとする。だから、禮記に「伯魚の母が死んだ時、伯魚は期の喪を終つてもなお哭した」というのである。次に、哭の場所について、次の如くいう。

孔子惡^ニ哭^ニ諸野^ニ者^ニ、謂^下其有服之喪、不^レ哭^ニ諸家^ニ、而哭^ニ諸野^ニ者^ニ也

(同前)

禮記に「孔子は野に哭する者を惡む」(檀弓上)とは、同じく檀弓上で「孔子は、知る所の者は、吾れ諸を野に哭す」とあるところから見て、當然要の正服に服すべき間柄の者でも、家(父の友は廟門外、師は正寢、朋友は正寢の門外)に哭しないで、妄りに禮に背いて野に哭する者を惡まれたのだと解している。この一文は、張子の時代に盛行する喪禮儀節に對する反省の言でもある。

(iv)弔について

知^レ死而不^レ知^レ生、傷而不^レ弔、畏・壓・溺可^レ傷尤甚、故特致^ニ哀死者^ニ、不^レ弔^ニ生者^ニ以異^ニ之、且如何不^レ淑之詞、無^レ所施焉 (正蒙・王補)

禮記の諸篇^四援引して、弔辭について次の如く述べる。死者を知つていて生者(服喪者)を知らない場合には、傷辭をのべて弔辭をのべないものである。不慮の死、壓死や溺死などは、特別に悲哀の情を死者に注いでも、他の場合は異なつて生者に對しては、哀弔の辭をいわないものである。この場合には、その死因を問うべきではないから、弔辭はのべないものだとする。

(v)受祥日の生活態度について

受^レ祥日食^レ肉彈^レ琴、恐不^ニ是聖人舉動^ニ、使^ニ其哀未^ニ忘、則子於^ニ是日^ニ哭、不^ニ飲^レ酒食^レ肉、以全^ニ哀、况彈^レ琴可乎、使^ニ其哀已忘、何必彈^レ琴 (經學理窟・喪紀)

小・大祥の日に、肉食して琴を彈くのは、恐らく聖人の舉動ではあるまい。肉親に對する悲哀の情が忘れないままに、子が哭して、酒を飲んだり肉食しないのは、その哀情を全うするためであつて、まして琴を彈ぐなどもつての外で、たとえ、悲哀の情が過ぎ去つたとしても、必ずしも琴を彈く必要はないとする。

(vi)練と功衰とについて

練衣必熯^ニ練大功之布^ニ以爲^レ衣、故有^ニ言^ニ功衰^ニ、功衰上之衣也、以^ニ其著^ニ衰於^ニ上^ニ、故通謂^ニ之衰^ニ、必著^ニ受服之上^ニ、稱^ニ受者以^ニ此得^ニ名、受^ニ始喪斬疏之衰^ニ、而著^ニ之^ニ之^ニ綿服^ニ、其意以^ニ、喪久變^ニ輕^ニ、不^ニ欲^ニ推割之心亟忘^ニ於^ニ內^ニ也 (此說皆與^ニ學者^ニ自^ニ之^ニ今^ニ (同前))

有^ニ父母之喪、尚功衰、此尚功衰、謂^下未^レ祥猶衣^ニ所^ニ練之功衰^ニ、未^レ衣^ニ麻衣^ニ也 (同前)

小祥乃練^ニ功衰^ニ而衣^ニ之、則練與^ニ功衰^ニ非^ニ二物^ニ也 (同前)

禮記・雜記上に「父母に對する斬、齊衰三年の喪に服して、一周忌の小祥(練)祭後^ニの受服である功衰—その布の升數が大功服と同じ—を着けている」との「尚功衰」との意味は、檀弓上・賈疏に「祥謂^ニ五月大祥」とあり、更に、間傳に「又期而大祥・素縞麻衣」とあるところからして、未だ祥祭(大祥)しない前は、なお練する所の功衰を着衣していく、未だ麻衣(常服の深衣)を着けていない時のことと解する。更に、禮記の文を引いて、練祭後も功衰と稱するのだといふ。この小祥祭には、功衰を練つて衣るので、練(小祥)服と功衰とは、異なつた二物ではなく同一物だとする。即ち練(衣)とは、大切の布を熯煉した衣(上衣)で、功衰を用いるので功衰(上衣)といふ。その功衰の上に、長さ六寸博さ四寸の麻布で、胸の中心にあてて孝子の哀戚の心を表示する衰を着けるのである。だからこれ等を通稱して「衰」というのは、

必ず受(服)の上に着けるからである。ところで、受とは、始めて喪して斬衰・疏(=齊)喪三年の喪を受けて、功衰に變服することである。そのように喪期が久しく經過して輕服に變著するのは、摧割の心がすみやかに内心に忘れ去られないようにするためであるという。更に、黃榦は、この張子の喪說は、先儒の說とは異なるもので考へるべきものがあると指摘し、胡培翬は、張子說を是としている。

(h) 葬法(ト地)について

正叔(伊川)嘗爲葬說、有_ニ五相地、須_レ使_レ異日決不_レ爲_ニ道路、不_レ置_ニ城郭、不_レ爲_ニ溝渠、不_レ爲_ニ貴家所_レ奪、不_レ致_ニ耕犁所_レ及_ニ(同前)程伊川が、葬說を作つて喪るべき土地の美惡を選擇するに五相の地を列舉する。それには後日に、(一)道路を作らないこと、(二)城郭を築かないこと、(三)溝渠を作らないこと、(四)貴家のために奪取されないこと、(五)農耕地として耕犁の及ばない土地であるとする程說に、張子は贊意を表明している。更に、土地柄のよい場所は、一般に神靈が安んじ、子孫も繁榮するので、土地の光潤草木の盛蔵するような土地が適地と當時考えられたようである。

葬法有_ニ風水山崗、此全無_ニ義理、不_レ足_レ取、南方用_ニ青囊_ニ猶或得_レ之、西方人用_ニ一行尤無_ニ義理、南人試_ニ葬地、將_ニ五色帛_ニ埋_ニ於地下、經_ニ年而取觀_ニ之、地美則采色不_レ變、地氣惡則色變矣、又以_ニ器貯_ニ水、養_ニ小魚、埋經_ニ年、以_ニ死生_ニ地美惡、取_ニ草木之榮枯、亦可_レト_ニ地之美惡(同前)

當時の葬法・擇地論として、風水・山崗の説が流行していたようであるが、この説は全く道理のない無益な考え方であり、南方の青囊を用いる擇地法は、まあまあ良いとしても、西方の人々が、一行を用いる方法は、全くのたらめである。更に、南人が、葬地の適否を試め

すのに、五色の帛を地下に埋めて、年を経て出して觀て、采色の變・不變で地氣の美・惡を判斷し、また、貯水器に小魚を養つて地中に埋め、年を経て出し、魚の生・死でもつて土地の美・惡を判斷し、更に、草木の榮枯からも地の美・惡を判斷することができる方法があつたことを指摘している。

(i) 服喪中の諸祭禮について

禮記云、大功之末、可_ニ以冠_ニ子、可_ニ以嫁_ニ子、父小功之末、可_ニ以冠_ニ子、可_ニ以嫁_ニ子、可_ニ以娶_ニ婦、疑大功之末已下十二字爲_ニ衍、宜_ニ直云_ニ父大功之末云云、父大功之末、則是_ニ「小功之末也」、而已_ニ之子總麻之末也、故可_ニ以冠娶_ニ也、蓋冠娶者固己無_ニ服矣、凡卒哭之後皆是末也、所以言_ニ衍者、以上十二字義無_ニ所_ニ附着、己雖_ニ小功、既卒哭、可_ニ以冠娶_ニ妻、是_ニ自冠娶_ニ妻也(同前)

禮記・雜記下に「父の大功の喪服がまさに除かれんとする時——卒哭後——には、我が子の冠禮を正式に行なうことができる。我が娘を嫁かせることができる。父の小功の喪服が除かれんとする時には、子に加冠し、女を嫁がせ、又子のために婦を娶るの禮が行なえる」と、あるのに對して、張子は、「大功之末」以下の十二字は衍文ではないかとの疑問を提出して、ただちに「父大功之末云々」というべきだとする。その理由について、父の大功の末は、己は小功の末、己の子(父から孫)は總麻の末に相當することになるので、冠・娶の禮が行なわれ得るものである。冠・娶する者は固より服があつてはならない。一般に卒哭の後は、大・小功ともに皆末である。だから上の十二字は意義の附着する所がないことになるという。更に、同じく雜記下に「己は小功の喪であつても、卒哭の祭が終れば、正式に加冠し娶妻するの禮が行なわれる」とは、己れ自身の加冠・娶妻の禮を行なうことをいうのであ

る。なお、この場合、齊衰期に未をいわるのは、其の禮が行なわれることがないからだとする。

次に喪中の祭禮について如何に考えたであろうか。

禮言、惟天地之祭、爲越縛而行事、此事難行、旣言越縛、則是猶在殯宮、干時無由致得齊、又安能脫喪服、衣祭服、此皆難行、縱天地之祀爲不可廢、只消使冢宰攝爾、昔者英宗初卽位、有以人以此問、先生答曰、古人居喪、百事皆如常、特於祭祀廢之、則不若無廢爲愈也、子厚正之曰、父在爲母喪、則不敢見其父、不敢以非禮見也、今天子爲父之喪、以見上帝、是以非禮見上帝也、故不如無祭（全書・卷十四・二程書拾遺）

禮記・王制に、「喪中は三年間宗廟を祭らず、ただ天地社稷の神を祭るのみで、此の時は、棺側を離れて祭所に行きて祭事を行なう」とあるのに對して、服喪中、先祖を祭る吉禮とは、吉凶を異にするので同時に行なうことはできないが、天地の尊神を祭ることは、卑を以て尊を廢することはないとする道理には本づくが、殯宮に在つて、喪服を衣っているものは、天地の祭祀を行なひ得ないから、王制篇の説は不當であり、天地の祭祀を中止できないのなら、冢宰に代行させればよろしいという。その上、喪中、すなわち父の生存中、母のために服喪して祖先を祭り、天子が父の喪に服している場合、天地を祭ることは、非禮をもつて、父に上帝に見えることになるので、喪中は祭祀を實施しない方がよろしいとする。ところで、朱子は、折衷的な意見を述べながら、孝子は、倚廬聖室に居てひたすら思慕哭泣するが故に、すべての禮事を廢して祭らないといい、又宗人に祭を攝行せしむべきとの疑問があるが、明文がないので考えられないとし、百日内に祭祀の必

要の生じた場合には、伯・叔兄弟の類に従つて代行させればよく、現行のよう孫に代行させるのも宜しいと考えている。

(2) 兼服について

三年之喪、禮不當弔、而雜記又云、雖功衰不以弔、兼服之、服重者以易輕者、舊注不可用、此爲三年之喪以上而言、故作記者、以斬齊及大功明之、若斬衰既練、齊衰既卒哭、則首帶皆葛、又有大功新衰之麻、則與齊之首經、麻葛兩施之、既不敢易斬葛之輕、又不敢易齊首之重、故麻葛之經兩施於首、若大功既葬、則當服齊首之葛、不以服大功之葛、所謂兼服之、服重者、則變輕者、正謂此爾、若齊麻未葛、則大功之麻、亦止當免、則經之而已、如此喪變雖多、一用此制、前後禮文不相乖戾」（經學理窟・喪紀）

禮記・雜記下に「三年の喪に居る者は、小祥の祭を終えて功衰の服を服するに至つても、人の喪を弔しない」とい、問傳に「之を兼ね服し、重き者を服すれば、則ち軽き者に易うるなり」とある鄭注に、「後服の麻を服して、前服の葛を兼ねる」といつて、兼服の義を解する鄭説は、用うることはできないと斥ける。兼服は、三年の喪以上について言及したものであるから、禮記を制定した者は、斬衰・齊衰と大功との喪服をもつて、この經緯を明らかにしたのである。斬衰三年で練祭をおえ、齊衰すでに卒哭した後には、皆葛の首経及び葛帶をつける。今大功の初喪に遭うと重い齊衰の首経をかえないので、齊衰の葛（首）経と大功の麻帶と、麻、葛を兼ね施して服するという。ところで、斬衰の葛経・帶の軽きをも易えないで、又、齊衰の首経の重きをも易えないで、麻と葛との兩経を首に施することもあるという。若し、大功で葬りおわれば、大功の葛首経で服さないで、齊衰の葛首経

で服すべきである。これが禮經文と合致する兼服の原則であると主張する。

(ii) その他

喪不_レ慮_レ居也、非_レ無_レ薪也、必毀_ニ屋扉、明_ニ於死者無_レ所_ニ愛惜_一、所_ニ

以趨_ニ其急_一也（同前）

禮記・檀弓下に「喪不_レ慮_レ居、毀不_レ危_レ身、喪不_レ慮_レ居、爲_レ無_レ廟

也、毀不_レ危_レ身、爲_レ無_レ後也」とあるを援引して、喪禮には住居を賣つてまでも厚葬することを考えなくとも良いとする。喪禮は、家財の有無にかなつて行なうべきで、住居を賣れば、神靈を安んずる廟がなくなつて終うからである。また、この場合必ず家屋の扉を毀損するのは、死者に對して家財を惜んでいるのではないことを明知させるためであつて、緊急時に對處する態度を示すものだと解している。次に、合葬の場合、穴中の夫婦の安位について、

安_レ穴之次、設如尊穴南向北首、陪葬者前爲_ニ兩列、亦須_ニ北首、各於_ニ其穴、安_ニ夫婦之位、坐_ニ於堂上、則男東而女西、臥_ニ於室中、則

男外而女内也（同前）

という。穴の順次は、尊位の穴は南向北首であり——北方に葬り北首するものは、三代の達禮なり。幽（暗）に之ぐの故なり（檀弓下）とある——陪葬者は、前側に兩列をつくつて北首とする。夫婦の位置は、堂上に於ける男子は東（内）側、女子は西（外）側の場合とは反対に、室内に臥することになるので、男子は外側、女子は内側とするのだといふ。次に「重」についての張子の考え方を見よう。

重主道也、謂人所_レ嗜者飲食、故死以飲食_ニ衣之、既葬然後爲_レ主、未_レ葬之時、棺柩尚存、未_レ可_レ爲_レ主、故以_レ重爲_レ主、今人之喪、既設_ニ魂帛、又設_ニ重則是兩主道也（同前）

古人亦不_レ爲_ニ影像、繪畫不_レ眞、世遠則棄、不_レ免_ニ於喪慢_一也、故不_レ如_レ用_ニ主、古人猶以_ニ主爲_ニ藏_ニ之於櫛_ニ設_ニ之於位_ニ。亦爲_ニ喪慢_一故始無_レ設、爲_ニ重鬲_ニ以爲_ニ主道、其形制甚陋、止用_ニ葦箋_ニ爲_ニ之、又大夫得_ニ其重_ニ、應_ニ當有_ニ主、既埋_ニ重、不可_ニ一日無_ニ主、故設_ニ苴、及_ニ其曰作_ニ主、既不_レ用_ニ苴（同前）

禮記に「重は主の道なり」（檀弓下）とあるを解して、人の嗜むものは飲食である。葬り終ると木で神主に象つたものを作つて、飲食を祭るのである。葬るまでは柏松があるので神主を作る必要はない。現行の魂帛（白絹で人形を作り生年月日と卒年月日を記したもの）を設けたり、又、重を設けるのは、兩者ともに神主たる道を認めているからだといふ。古は故人の影像を作らなかつた。肖像畫は眞實でなく、世代が遠くなると破棄され喪慢されるので、神主の代用を使用したといふ。古人は、所謂神主を櫛に藏めて祭祀の時配位するので、喪慢をきらつて始めから主を設けないで、重鬲を作つて神主の代用をさすのである。その形制は陋で葦箋で作り、中庭に設けるのは、鬼神を敬遠するからである。士大夫は、その重によつて神主を有すべきであるとする。ところで、葬る場合、匍人が重を擧げて門の中央の道から出て、道の左に倚せて置く。虞祭を終れば祖廟門外の東に埋めるとする。すでに重を埋めると神主がないことになるので、苴_ニを設けて、苴上に祭るのであり、主を作つた場合には苴を用いることはないとする。

次に「樽」について、

古之樽、言_ニ井樽、以_ニ大木_ニ自_ニ下排上來、非_レ如_ニ今日之籠棺_ニ也、故其四隅有_レ隙、可_ニ以置_ニ物也（同前）

という。禮記・檀弓上に「有虞氏瓦棺、夏后氏堲周、殷人棺樽云々」

と、棺槨の制を述べたのによつて古の棺を納める外箱について説く。古の樽は、井形の樽を言うのであって、大木を下から上に重ね排列したものであり、今日の籠棺のようなものではない。そこでその四隅の隙間に物を置くことができるという。最後に「冠」の縫い方について、

古之冠也縮縫、古之吉冠縮縫也、今之冠也衝縫、今之吉冠衝縫也、吉冠當縮縫、喪冠當衝縫、今喪反吉非古也(同前)

といふ。これは、禮記・檀弓上に「古者冠縮縫、今也衝縫、故喪冠之反古非吉也」とあるを解したものである。古の冠は、縮に縫うとは、古の吉冠は辟積なき故縮に縫うのであり、今の冠は、辟積多きを以て衝に縫うとは、今の吉冠は衝に縫うのである。ところで、吉冠は縮に縫い、喪冠は衝に縫うべきである。現今の喪冠は吉冠に反して、今制のものと同一で、それは古制の冠縫法とは異なるものとする。

五 肅 祭 説

張子の肅祭(喪)説は、朱子も多く採用し議論の対象としている。特に「家禮」の肅遷を論ずる所は、全く張説に依據したのである。ここでは、肅祭に對する時期の問題と、その理論的根據とについて論究することにする。

鄭氏之説、恐非、喪須三年而肅、若卒哭而肅、則三年都無事、禮卒哭猶存朝夕哭、若無祭於殯宮、則哭於何處、古者君薨、三年喪畢吉禘、然後肅、因其祫、祫主藏於夾室、新主遂自殯宮入於廟、國語言日祭月享、禮中豈有日祭之禮、此正謂、三年之中不徹几筵、故有三日祭、朝夕之饋、猶定省之禮、如其親之存也、至於肅祭、須是三年喪終、乃可肅也(同前)

肅祭の時期について鄭氏の説を非として斥けて、三年の喪が終つ

てから肅すべきであると主張する。儀禮・既夕禮に「猶お朝夕哭すれば、奠せず。三たび虞して卒哭し、明日其の班を以て肅す」とある鄭注に「班は次なり。肅は卒哭の明日の祭名、肅は屬のごとし。昭穆の次を祭りて之を屬す」とあり、士虞禮・記に「死して三日にして殯し、三月にして葬る。遂に卒哭す。將に且にして肅せんとすれば則ち薦む」の鄭注に「士を謂うなり。雜記に曰う。大夫は三月にして葬り、五月にして卒哭す。諸侯は七月にして葬り、七月にして卒哭す。……薦は、卒哭の祭を謂うなり」と、また「明日其の班を以て肅す」の鄭注に「卒哭の明日なり。班は次なり」とある。更に虞祭は、天子は九虞、諸侯は七虞、卿大夫は五虞、士は三虞で、初虞は、何れも葬日の日中に殯宮で行ない、士の三虞は四日、大夫は八日、諸侯は十二日、天子は十六日で終るが、その虞祭の後に卒哭の祭を行ない、その明日に死者の昭・穆の順次に應じて廟に肅祭するのであるが、この遷廟の時期について張子は、除葬後(三年の喪が終つてから)肅すべきだと主張するのである。卒哭して肅祭するのであれば、三年間の喪禮がないことになり、前掲既夕禮の如く、卒哭の祭を行なつても、なお殯宮に朝・夕哭のみは存するのであって、若し、殯宮に祭ることがなければ哭する場所がなくなる。古は、君が薨すれば、三年の喪期がすんでから、吉禘即ち新死者の主と群廟及び毀(傳)廟の主とを太祖の廟に升せ合食(祭)すること—王者の行なう祭—をしてから肅するのである。その祫祭によつて祫主は夾室に藏められ、新主が殯宮から廟に入るのである。更に、國語に見える「日に祭り月に享す」の語は、禮經中には、日に祭る祭祀儀禮はないのであって、これまさしく三年の喪服中に、几筵を撤去しないで、毎日朝夕の饋を祭つてることの表現であつて、親の生存中の定省の禮に比すべき儀禮であるといふ。

次に夫婦についての祔葬・祔祭の根據を、義理と人情の立場から論じてある。

祔葬・祔祭、極至理而論、只合祔一人、夫婦之道、當其初昏、未嘗約再配、是夫只合一娶、婦只是合一嫁、今婦人夫死而不可再嫁、如天地之大義、然夫豈得而再娶、然以重者計之、養親承家、祭祀繼續不可無也、故有再娶之理、然其葬其祔、雖同穴同筵几、然譬之人情、一室中豈容二妻、以義斷之、須祔以首娶、繼室別爲一所可也（同前）

道理の上からは、婦は一人を祔すべきものである。それは、夫婦の道は、初昏時に當たつて再配のことを約束するはずはないのであって、夫は一度娶り、婦は一度嫁すべきであるからだ。今日でも、婦は夫が死んでも再嫁すべきことは、天地の大義である。しかるに、夫が再娶しないことはないのである。ところで兩者を、禮の重大性の比較の立場から考へると、夫には、親を養育し、家を繼承し、祭祀を繼續させなければならないという重責が負わされるから、再娶も當然の理ということになる。しかし、人情の立場からは、同葬し、筵几を同じくされても、一室の中に二妻を容れることは到底許容できないのである。そこで、祔葬・祭する場合には、首娶の妻をもってし、繼室（後妻）は、別に一所を作爲して葬・祭してもよろしいと考えている。この原則論こそ、禮の大本にかなうもの、すなわち、天地の道理に従い、人情に順うところの禮のあり方だと主張したのである。かかる儀禮に對する合理的な張子の考え方は、その弟子・呂與叔を通じ禮制研究を大いに刺戟し、程伊川を経過して、後年朱子による「儀禮經傳通解」の構想へと發展したのである。そこには、人生の複雑な諸相を直視して、その場を儀禮の目を通じての條理化を考えた張子の禮研究に

對する情熱と、禮制度に對する合理的批判的神精神とが見られるが、その思潮は當時の歴史の底流を貫いていたものもある。

六 祭 禮 説

(1) 墓祭

墓祭について朱子は「横渠の墓祭説は、古禮ではない。又、自ら墓祭の禮を撰定したもので、周の禮から採つたものである」と述べ、張子とともに、古禮の祭祀にない墓祭を、現在では實行すべき習俗として是認している。

横渠於墓祭、合一分食而祭之、故告墓之文、有曰奔走荆棘、殺亂燔盤之列（全書・卷十四・二程書拾遺）

横渠墓祭爲一位、恐難推同凡之義（同前、程氏遺書・卷三先生語）

この断片的記録では、張子自身の墓祭の全貌は明確にされ得ない。その上、この二文は程氏遺書中から採録されたもので、二程子の横渠墓祭説に對する問題點のみが提示されたに過ぎないであろう。程子も「禮經中既不說墓祭、即是無墓祭之文也」（程氏遺書・卷二）といふ。後世上に立つ者が、禮を制することができないので、習俗に隨つて墓祭の定着化を禁じ得なかつたのだともいう。禮記・檀弓下の「有司その左右に几を設け、筵を敷いて祭饌を置き、地神を祭り、死者を安んずる」の文は、周禮・春官・冢人・鄭注「冢人戶となる」の文や、曾子問「宗子が他國に在つて、庶子が本國に居住して而も爵位なき者が、先祖を祭る禮を説く」の文などを援引して、禮經には墓祭は認められないといい、前引の張子の語「合一分食而祭之」は、祭統「鋪筵設同凡、爲依神也」の同凡の義と、父祖を祭るに、一つの几を

設けて、夫婦ともこれに依らしめて祭る同凡の意味とを混同すると考へて、上文に續けて、「此亦未盡也、如獻尸則可合而爲一、鬼神如何可合而爲一」とい、墓祭に合祭するとする張説に疑問をなげかけている。ところで、その具體的な儀節内容は、詳述されていないので判然としないが、當時盛行の墓祭については、「文公家禮」卷七・祭禮に登載されているので大概は察知され得るのである。

(2) 蜡祭

八蜡先齋一也、始治稼穡^④者、據易則神農是也、司齋是修此職者二也、農三也、郵表啜四也、猫虎五也、坊六也、水庸七也、百種八也、百種百穀之種、舊說以昆蟲爲八、昆蟲是爲害者、不當祭、此歲終大報也(經學理窟・祭祀)

蜡の八神について、禮記郊特性の文と周易・繫辭下の文とを援引して、(1)先齋—始めて稼穡を治めた神農、(2)司齋—農職を司りし官にあつた者、(3)農、(4)郵表啜、(5)猫虎、(6)坊、(7)水庸、(8)百種—百穀の種一の八者とする。更に、鄭注、孔疏などの舊說に昆蟲を加えていくことについて、昆蟲は農耕に害をなすものであるから、祭ることはできないとして斥けている。この考えは、陳祥道が、百種を加えて昆蟲を除去しているのと同じで、張説に依つたものであろう。土地に最も關係の深い祖先神の祭祀と考えられる蜡祭の目的と時期とについては、農耕を中心とする報饗の目的であり、その時期は、歲終(十一月)であつたというのである。

(3) 雲祭

龍見而雩、當以孟夏爲百穀祈^⑤甘雨上也、水旱既其氣使然、祈禱復何用意也、民患如若此、不可不坐視、聖人憂民而已、如人之疾・其子祈禱、不遇卒歸無益也、故曰、丘之禱久矣(同前)

雩祭について張子は、左傳桓公五年に「龍見われて雩す」とあるのは、杜注に準じて、孟夏(四月)に秋の百穀の豊作のために、甘雨を祈念するための常祀であつて、所謂大雩とは同じ儀禮ではないと解する。ところで、禮記に「雩祭に水旱を祭る」(祭法)とあり、月令によると「仲夏に百縣の者に命じて、昔の諸侯・卿・士の人民に大いに利益を與えた者を祭り、雨請いをして五穀の豊作を祈念させた」のである。水旱は、氣の天然現象の必然的結果もたらされるものであつて、祈禱によるとは、一體如何なる配慮によるのであらうか。人民の憂患を見て、坐視するに忍び得ないので、聖人が民の心を憂えて雩祭を制定したのである。このことは、親の病氣に際して、その子が病氣の平愈を神に祈念するようなものであつて、結果的には、全く無益であるというわけではない。誠敬を盡くせば感通する可能性があるのである。だから、孔子が子路に向つて、「丘自身久しく祈つてゐるよ」と、いわれたのである。かく民心の切實な要望や、人情の自然に適するところが、人間社會の禮の大本であることを強調するとともに、人倫の枠内における道德的主體性の自覺即ち天地の理法に合致すること—夫人合一—が必要であることを教示したのである。

結語

以上、數項にわたつて、張子の諸禮説を紙數の許す限り解説したのである。特に、張子の禮經に對する基本的な姿勢を考え、ついで國家支配體制の強化・維持の目的のために力説された宗法理念を考え、この理念を基盤的に支えるものの一端として、具體的な葬服・葬禮や祭祀の諸内容を考察したのである。ところで、彼の禮説に關しては、周禮を中心とした井田法にかかる諸禮や、その他の諸儀禮、及び禮記

中に見える諸問題—特に、祭禮における廟制や禘・祫祭及び忌日變服など—など残された多くの問題は、後に議することにする。ところで、はじめにも述べた如く、張子の禮思想研究は、宋代學者との禮思想・制度の比較研究を俟つて、その特色を把握し、禮思想史上にその地位を浮彫りしなければ、全きを得たとはいえないものである。そのためには、漢代禮學者は勿論のこと、清朝學者達の禮思想、禮制度との比較研究をも必要となるのである。今後、この基礎的考察を土臺として、一段と研究を進め所期の目的を成就したいものである。

(一九七〇・六・三〇稿)

- 註(1) 拙稿「張橫渠の禮思想研究」(廣島大學文學部紀要(哲學)第二十四卷一號・昭和三十九年刊)。
- (2) 萩口治氏「關學の特徵」「禮を中心にして」(文化第三十二卷第三號・昭和四十四年刊)。
- (3) 通考・解題にも附注として、「陳氏曰、張戴・子厚撰、末有呂大鈞和叔説條附焉、朱子語錄曰、橫渠所制禮、多不本諸儀禮、有自杜撰處」がある。
- (4) 萩口治氏「正蒙の構成と易說について—その文獻學的考察」(集刊東洋學第十一號・昭和三十八年刊)参照。
- (5) 宇野精一氏「中國古典學の展開」第四章・宋元明に於ける論争第二項参照。
- (6)かかる傾向にそつて、祭禮關係の類書が多く見られる。略述すると、「孫氏祭享禮一卷」(孫日用撰)、「杜氏四時祭享禮一卷」(杜衍・世昌撰)、「韓氏古今家祭式一卷」(韓琦・稚圭撰)、「伊川程氏祭禮一卷」(程頤撰・首載作主式)、「呂氏家祭禮一卷」(呂大臨・微仲正撰)、「范氏家祭禮一卷」(范祖禹・淳甫撰)、「溫公書儀一卷」(司馬光撰)、「呂氏鄉約一卷・鄉儀一卷」(呂大鈞・和叔撰)、「高氏送終禮一卷」(高闕抑撰)な

どがある。

- (7) この書は、楊龜山の家藏によるものを全書の附録に加載されたもの。張子は、左傳隱公八年の傳文を解して、「天子はその生地に因つて諸侯に姓を賜い、諸侯は守を以つて卿大夫の謚と爲すとは、蓋し尊(天子)は上を統べ、卑(諸侯)は下を統ぶる道理であると、「天子因レ生以賜姓、難^シ以命^シ於下之人、亦尊^ニ統^シ上之道也」(正蒙・王禘)という。禮記「恤由之喪、哀公使^シ孺悲欲^シ見^シ孔子、孔子辭以^シ疾、將^シ命者出^シ戶、取^シ瑟而歌、使^シ之聞^シ之」(陽貨)。

- (8) 前掲「關學の特徵」「禮を中心にして」参照。
- (9) 宗法篇に「言^シ宗子^シ者、謂^シ宗^ニ主祭祀^シ、宗子爲^シ士、庶子爲^シ大夫、以^シ上牲^シ祭^シ於宗子^シ之家、非^シ獨宗子之爲^シ士、爲^シ庶人^シ亦然」、「古所謂支子不^レ祭也者、惟^シ使宗子立^シ廟主^シ之而曰、支子雖^シ不^レ得^シ祭、至於齊戒致^シ其誠意、則與^シ祭者不^レ異、與則以^シ身執^シ事、不可^レ與則以^シ物助之、但^シ別立^シ廟爲^シ位^シ行^シ事而曰、後世如^シ欲^シ立^シ宗子、當^シ從^シ此義、雖^シ不^レ與^シ祭、情亦可^レ安、若^シ不^レ立^シ宗子、徒欲^シ廢^シ祭、適足^シ長^シ惰慢之志、不^レ若^シ使^シ之祭、猶愈^シ於已^シ也」、「宗子爲^シ士立^シ廟、支子爲^シ大夫、當^シ立^シ三廟^シ、是曾祖之廟爲^シ大夫立、不^レ爲^シ宗子立、然不^レ可^レ三宗別^シ統、故其廟亦立^シ於宗子之家」、「至^シ如^シ人有^シ數子、長者至^シ微賤不^レ立、其間一子仕宦^シ、則更不^レ問^シ長少、須^シ是士人承^シ祭祀」、「宗子既廟^シ其祖廟、支子不得^シ別祭^シ所^シ以嚴^シ宗廟^シ合^シ族廟^シ故^シ曰、庶子不^レ祭^シ祖廟^シ明^シ宗也」、「禮言、祭畢然後敢私祭、爲^シ如^シ父有^シ二子、幼子欲^シ祭^シ父、來^シ兄家^シ祭之、此是私祭、祖有^シ諸孫、適長孫^シ祭、諸孫來祭者、祭^シ於長孫之家、是爲^シ公祭」などとある。正蒙・王禘篇に「庶子不^レ祭^シ祖廟^シ明^シ其宗也、不^レ祭^シ禰^シ明^シ其宗也、庶子不^レ爲^シ長子^シ斬^シ不^レ繼^シ祖與^シ禰故也」と。
- (10) 「今日大臣之家、且可^レ方^シ宗子法、譬如^シ一人數子、且以^シ適長^シ爲^シ大宗、須^シ據^シ所有家計、厚給以養^シ宗子^シ、宗子勢重、即^シ願得之供^シ宗子^シ外、乃

將所有均給族人、宗子須專直（一本作立）教授、宗子之得失、責任教授、其他族人別立教授、仍乞朝廷立條、旅人須管邊依祖先立法、仍許下旅人將三合轉官恩澤乞回授宗子、不理選限官及許將下奏、薦子弟恩澤與宗子、且要主張門戶、宗子不善則別擇其次賢者立之」（經學理窟・宗法）、「後來朝廷有制、曾任兩府、則宅舍不許分、意欲後世尚存其官之宅、或存一影堂、知嘗有是人、然宗法不立、則不濟事、唐狄人傑・顏果卿・真卿後、朝廷盡與官、其所以旌別之意甚善、然亦處之未是、若以此一人死、遂卻絕嗣、不若各就墳家、給與田五七頃、與一閑名、自使之世守其祿、不惟可以爲天下忠義之勸、亦是爲忠義者、實受其報、又如先代帝王陵寢、其下多有閑田、每處與三十畝田、與一閑官世守之」（同前）。

(12) 「治天下不由井地、終無由得平、周道止是均平」（同前・周禮）、「欲養民、當始於井田」（同前・禮樂）。

(13) 「某始持期喪、恐人非笑、已亦羞之、天下事大患、只是畏人非笑、中略惟義所在」（同前・自道）。

(14) 儀禮・喪服の齊衰不杖期の項に「婦爲舅姑」とある。この傳文において胡培翬は、通典や唐の李涪刊語の文や李召の奏議、黃誥説、魏仁浦の奏議などを引用して、婦の期の喪が終つても、夫は未だ服がすまないので、實質的には三年であるといい、他の場合と異なることを指摘しているのは、張子と同意のことを説明したものと思われる。

(15) 父が死んでいる場合、適子が妻のために齊衰杖期の喪に服することは、喪服經に「妻」とあり、その傳文に「傳曰、爲妻何以期、妻至親也」とある。

(16) 黃誥は「按父在爲母、乃降齊衰三年而爲杖期、當是降服、經傳注疏無明文當考」（儀禮經傳通解・卷十六・二十八葉・降正義服例）といい、なお盛世佐も、「儀禮集編」卷十一に本文を引いている。

(17) 胡氏「儀禮正義」卷二十五「記」参照。谷田孝之氏「中國古代喪服の基礎的研究」（風間書房・一九七〇刊）第三章(3)妻の項参照。

(18) 「敖繼公云、言其以別於所後者也、既爲所後者之子、統不可一也」、「程子曰、既爲人後、便須將所後者呼之爲父、以爲母、不如是則不正也。禮文蓋言爲其父母以別之非謂將本生父母以稱爲父母也」（以上胡氏「儀禮正義」卷二十一引）。

(19) 儀禮「傳曰、世父叔父何以期也、與曾者一體也、然則昆弟之子何以亦期也、尊尊也、不足以加尊焉、故報之也、父子一體也、夫妻一體也、昆弟一體也、故父子首足也、夫妻眸合也、昆弟四體也、故昆弟之義無分、然而有分者、則辟子之私也、子不私其父、則不成爲子、故有東宮、有西宮、有南宮、有北宮、異居而同財、有餘則歸之宗、不足則資之宗云々」（喪服傳）「橫渠先生曰、古者有東宮、有西宮、有南宮、有北宮、異宮而同財、此禮亦可行、古人處遠、目下雖似相疏、其實如此、乃能久相親、蓋數十百口之家、自是飲食衣服難爲得、又異宮乃容子得伸其私、所以辟子之私也、子不私其父、則不成爲子、古之人曲盡人情必也、同宮有叔父・伯父、則爲子者何以獨厚於其父、爲父者又烏得而當之、父子異宮爲命士以上、愈貴愈嚴、故異宮猶今世有逐位、非如異居也」（全書・近思錄拾遺・樂說）。

(20) 丘濬「文公家禮儀節」卷四「喪禮」には、張子の意見と同じく、小功五月（正服）の項に記載している。

(21) 禮記「子上之母死而不喪、門人問諸子思、曰、昔者子之先君子、喪出母乎、曰、然、子之不使白也喪之何也、子思曰、昔失君子無所失道、道墮則從而墮、道污則從而汚、伋則安能爲伋也妻者、是爲白也母、不爲伋也妻者、是不爲白也母、故孔子之不喪出母、自子思始也」（檀弓上）。

(22) 胡培翬は、朱子・敖繼公・郝敬などの説と、喪服小記に「爲父後」者、

爲「出母無服、無服也者不祭故也」とを援引して、宗廟祭祀の重責を繼承するため、私親に服して宗祀を廢止しないためだといつて、服無き者は宗祀を承ける者一人で、それも心喪には服するのであり、その他の者皆は杖期に服するのだという。更に昔の人が、遂に父が生存していれば服し、父の卒後には服しないとする説は、甚だ誤りとして斥ける。更に、この檀弓上の文の解釋は、諸説紛々として是なるものが多く、孔疏が出母の立場で解するのは謬りだといい、江永説（鄉黨圖考）が、孔子は出母のために服したのは、母が出された理由が、子が生まれなかつたという傷ましい理由からだけであると述べているのが、情理の正しさを得ると、指摘している（儀禮正義・卷二十一）。

〔24〕 「師不可立服、不可立也。嘗以情之厚薄・事之大小處之。如顏・閔於孔子、雖斬衰三年可也、其成己之功與君父並、其次各有淺深，稱其情而曰、下至曲縫、莫不有師，豈可一概制服」（經學理窟・喪紀）。呂柟は、この議論は程子と同じという（張子抄釋・卷四）。「文公家禮節儀」卷四の「喪服考證」の項には、「程子曰」としてこれと同一の全文を擧げてある。胡培翬も「程子曰」として略舉している（儀禮正義・卷二十五）。恐らく程子の語を「張子全書」の語錄の中に誤入したものであらう。なお胡氏は、喪服記に「朋友麻」とあって、師に對する服をいわないことについて、「程子云」として、この文を援引し、用服に麻を加えることは、師と朋友とは皆同じであるが、檀弓上に「事師中略服勤至死、心喪三年」や「孔子喪、三子皆絰而出」などから、朋友と異なる所は、心喪三年することと、外出の場合にも、絰したままであることだと説明している。

〔25〕 この記事は、「韓昌黎集」五・祭文「祭鄭夫人文」に見える。禮記に「無服而爲位者、唯嫂叔、及婦人降而無服者麻」（奔喪）とあり、胡培翬は、大功九月の項の「夫之祖父母・世父母・叔父母」とある傳文下の正義に、長嫂に鞠養される場合は、事例としてきわめて僅少で、そ

のための禮制は確立しないのであり、韓氏の場合も、心喪の禮を盡くすべきであるとする（儀禮正義・卷二十三）。

〔26〕 正誼堂全書本及び呂柟・張子抄釋本は、「1」を「3」に作るは非である。

〔27〕 「宰我問、三年之喪、期已久矣、君子三年不爲禮、禮必壞、三年不爲樂、樂必崩、舊穀既沒、新穀既升、鑽燧改火、期可革矣云々」（陽貨）。

〔28〕 儀禮・士貞禮、大戴禮・喪服變除及び白虎通などによる「十七ヶ月說」に對して、王肅は二十五ヶ月説を主張し、禮記・三年間や春秋公羊傳閔公二年などにも、それ等の記事が見える（劉寶楠「論語正義」卷二十・陽貨・第十七）。

〔29〕 儀禮・既夕禮に「卒哭」とあり、その鄭注に「卒哭、三虞之後祭名、始朝夕之間哀至則哭、至此祭止也、朝夕哭而已」とあり、禮記に「士三月而葬、是月也卒哭、大夫三月而葬、五月而卒哭、諸侯五月而葬、七月而卒哭、士三虞、大夫五、諸侯七」（雜記下）とある。「葬制集錄」既夕禮、土虞禮（廣島大學中國哲學研究室刊・昭和二十四年）六十三頁注(2)参照。谷田氏「前揭書」五百頁參照。

〔30〕 「伯魚之母死、期而猶哭、夫子聞之曰、誰與哭者、門人曰鯉也、夫子曰、嘻其甚也、伯魚聞之遂除之」（檀弓上）。

〔31〕 「死而不弔者二、畏、厭、溺」（檀弓上）、「知生者弔、知死者弔、

知生而不知死、弔而不弔、知死而不知生、弔而不弔」（曲禮上）。

〔32〕 禮記に「既葬、主人疏食水飯、不食菜果、中略續而食菜果、祥而食肉中略期終、喪不食肉、不飲酒云々」（喪大記）、「文公家禮儀節」卷四「喪禮」に、禮祭が終つて「始飲酒食、肉而復寢」とあり、その補注に、丘濬の「接語」として「この條文はもと大祥の下に在り、今此に移す。禮を按するに月を中てて禫し、禫して醴酒を飲む。始めて酒を飲む者は必ず醴酒を飲み、始めて肉を食うものは乾肉を食う。……則ち禫にもなお未だ肉を食い酒を飲むべからず。ただ醴を飲み脯を食うのみ。而

も況んや大祥おや」とある所以である。

(32) 「有父母之喪、尚功衰而耐、兄弟之殤則練冠云々」(雜記上)の鄭注「斬衰齊衰之喪練、皆受_二大功之喪、此謂_二之功衰」、また孔疏に「尚功衰者、衰謂三年練後之喪、升數與_二大功同、故云_二功衰」とある。張子も「又雜記有父母之喪、尚功衰、此云_二尚功衰、蓋未祥之前、尚衣_二輕（呂本作經）練之功衰耳」(經學理窟・喪紀)と云ふ。

(33) 胡氏「儀禮正義」卷十五。

(34) 「文公家禮儀節」卷五「喪禮餘註」の補註に、程子の「五患」として列舉する。これに關する記事が、同じく「葬經」に「葬者乘_二生氣也」の補註に詳述されている。

(35)(36) 「小功大功言_二末、忍止是以_三卒哭之後爲_二末、齊衰不言_二末、謂_二其無_一是禮也也」(經學理窟・喪紀)。

(37) 「問_二喪三年不_一祭、曰、程先生謂、今人居_一喪都不_一能_一如_二古禮、却於_一祭祀祖先、獨以_二古禮_一不行、恐不得_一橫渠曰、如_二此則是不_一以_二禮祀_一其親也、某嘗謂、如今人居_一喪時行_二三「分居」喪底道理、則亦當_一行_二三分祭_一先底禮數、不得_一盡如_二古禮_一非謂_二可_一行_二三分「但既_一則喪祭亦皆從_二古耳、廣」(朱子語類・卷八十九)、「喪三年不_一祭、蓋素子居_一倚處_二廕處_一、只是恩慕哭泣、百事皆廢、故不_一祭耳、然亦疑當令_二宗人攝_一祭、但無_一明文_二不可_一考耳」(同上・闕祖錄)。

(38) 禮記「服_二重者、謂_一特_二之也、則者則_一男子與_二女子_一也、凡下服、處卒哭、男子反_一其故葛帶、婦人反_一其故葛絰、其上服除、則固自受以_二下服之受_一也。」(問傳・鄭註)。

(39) 禮記「易_二服者何_一易_二輕者_一也、斬衰之喪、既虞卒哭、遭_二大功之喪、麻葛兼服_一之」(問傳)。

(40) 禮記「合葬非_一古也、自周公以來未_二之有_一改也」(檀弓上)、白虎通「合葬者所_一以固_二夫婦之道_一也、故詩曰、穀則異_二室、死則同_二穴」(葬

薨)。

(41) 儀禮「重、木刊鑿_一之、甸人置_一重于中庭」(士喪禮)、「文公家禮儀節」

卷四「喪禮」の項の補註に「魂帛以_一白絹_二爲_一之、如_二世俗所謂同心結者、垂_一其兩足_一」と、更に注して「按_一魂帛之制、本註引_一溫公說、謂_一用_二絹帛依_一神、而朱子本文、則又謂漢_一白絹_二爲_一之、考_一古東₂帛之制、用₂絹一匹、捲₂兩端、相向而束₁之、結之制無₁可₂考、近世行₁禮之家、有₂摺帛爲₁長條、而交互穿結如₂世俗所謂同心結者、上出₂其首、旁出₂兩耳、下垂₂其餘、爲₁兩足₁、有₂肖₁人形、以此依₁神、似₂亦可₁取、雖然用₁帛代₂形、本非₂古禮、用₁束用₂結、二者俱可₁」とある。更に「喪禮考證」の項に「檀₂弓、重主道也、註云士重木三尺、始死作₁重以₂依₁神、雖₁非₂主、而有₂主之道、故曰主道也、溫公畫儀以₁魂帛₂代₁之、朱子謂、其合₂時₁之宜、不必泥₂古₁」とある。

(42) 儀禮「甸人抗₁重出₂自₁道、道左倚₂之」(既夕禮)、「無₁尸₂則禮及薦饌、皆如₁初、既饌、祭于苴」(士喪禮・記)。

(43) 儀禮「既井₂樽」(士喪禮)の鄭注「匠人爲₁樽、刊₂治其材、以井₂構於殯門外₁」とあり、井形に組んだ棺樽のことである。(禮記・喪大記「君松椁、大夫柏椁、士雜木椁」(鄭注、椁謂周棺者也)、「椁在棺之外四旁、既納₂棺於椁中、乃施₁杭木於其上也」(胡氏「儀禮正義」士喪禮)。

(44) 「楊氏復曰、……及₂論₁祔遷、則取₂橫渠遺命₁云々」。(「文公家禮儀節」の原序補註)

(45) 註(38)を参照。

(46) 儀禮・既夕禮鄭注「卒哭、三虞之後祭名、始朝夕之間哀至則哭、至₂此祭止也、朝夕哭而已」。

(47) 春秋左氏傳閔公二年「夏五月乙酉、吉₂祔于莊公」。

(48) 「是以古者先王日祭」(楚語下・解「日祭祭₁於祖考₂、謂₁上₂食也」)、

「日祭月祀時享歲貢終王」(周語上)。

(49) 「橫渠說墓祭非₁古、又自撰₂墓祭禮、即是周禮上自有」(朱子語

類・卷九十・賀孫錄)、「古不_ニ墓祭、至_ニ秦始皇、出_ニ寢起_ニ居于墓側、漢因而不_ニ改」(蔡邕・獨斷下)。

(5) 「故墓亦有_ニ祭、如_ニ禮望_ニ墓爲_ニ壇、并墓人爲_ニ墓祭」、亦有_ニ時爲_ニ之、非_ニ經禮_ニ也、後世在_ニ上者未_ニ能_ニ制_ニ禮、則隨_ニ俗未_ニ免_ニ墓祭、既_ニ有_ニ墓祭、則祠堂之類亦且爲_ニ之可也」(程氏遺書・卷二)。

(6) 周易「神農氏作、斲_ニ木爲_ニ耜、櫟_ニ木爲_ニ耒、耒耨之利、以教_ニ天下」(繫辭下・二章)。

(7) 蜡祭については、池田末利氏「蜡臘考」(東方宗教第十五昭和・三十四年十月刊)に詳論されてるので参照されたい。陳祥道「禮書」卷九十三。

〔追記〕 本稿は昭和四十三年度、文部省科學研究助成による「宋代における禮思想研究」の研究報告の一部である。